

# 池田町ブロック塀等除却事業補助金

町では、地震等での被害を未然に防止するため、これから工事を行う「道路に面した」ブロック塀等の除却を行う所有者に対し、その費用の一部を助成します。



## ■交付対象となるもの

1. 池田町耐震改修促進計画（第3期）に定める震災対策緊急輸送路及び通学路に面するブロック塀等
2. 損傷、腐食その他の劣化が進み保安上危険となる恐れがあるもの、もしくは道路面からの高さが80 cmを超えるブロック塀等で、技術的基準に適合しないもの。※1

上記のほか、災害等の発生により倒壊の恐れがあり、通行人に対して危険な状態であると町長が認めたブロック塀等の除却事業

## ■補助金の対象経費と補助額

○交付対象となるブロック塀等の除却に係る経費

○補助額 除却工事費又は除却する塀の長さ×10,000円の低い方の金額の1/2以内

（限度額10万円）

## ■補助金交付の条件

○道路に面する全てのブロック塀等の除却に限ります。

○2項道路に面するブロック塀等を除却する場合には、道路後退が義務付けられていますので、ブロック塀等を除却後道路後退して頂きます。

○建築基準法施行令第62条の8（組積造の場合は、同第61条）に定める技術的基準の簡易診断をご自身で行って頂きます。その際、鉄筋の有無を確認するための鉄筋探査機を町が無料で貸し出しますので、必要な方は事前に建設水道課までお申し込みください。

- ※1 適合しないものとは・①組積造の塀（石、レンガ等）：高さ1.2m超、根入れ深さ20cm未満、控え壁の設置など（建築基準法施行令第61条）  
②補強コンクリートブロック造の塀：高さ2.2m超、壁厚15cm未満、控え壁の設置、鉄筋の配筋など（建築基準法施行令第62条の8）

## ～補助金交付までの流れ～

### ●補助金交付申請

申請書に必要事項を記載し、申請書に書かれている必要書類を添えて、建設水道課へお申込みください。

### ●補助金交付決定通知書の送付（町から届きます）

申請受付日から概ね2週間以内に送付します。通知書が届いてから施工業者と契約し、工事を始めてください。交付決定前に契約や着手を行ったものは対象になりません。

### ●除却工事の実施

注意：申請の内容から変更（施工規模や金額の増減）となる場合は、予め交付変更申請の手続きが必要です。

### ●実績報告書の提出

工事が完了（工事代金の入金まで）しましたら、実績報告書に必要事項を記入し、必要書類を添えてご提出ください。

### ●補助金確定通知の送付（町から届きます）

実績報告書を審査した後、補助金確定通知を送付するとともに、補助金をご指定の口座へ振り込みます。

### ◆注意事項

※必ず「**補助金交付決定**」通知が届いてから施工業者と契約し工事を始めてください。

既に完了している工事や、契約・着手している工事は補助金の対象となりません。

※審査にあたり、着手前、施工中、施工後に現地・工事現場を確認する場合があります。

※補助金の申請は**ひとつの敷地に1回限り**です。

※当事業は、建築基準法に規定する基準等への適合性を保証するものではありません。

※申請書類は町ホームページからダウンロードの他、窓口にも備え付けてあります。必要事項を記載し、必要書類を添えてご持参ください。

【問い合わせ先】池田町役場 振興課 建設係

☎0261-62-3130（内線 170・172）